

平成22年4月15日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年4月15日（木）開会：午前10時00分 閉会：午後0時16分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

大石伸雄（政新会）

篠原正寛（政新会）

片岡保夫（西宮グリーンクラブ）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山口英治（公明党議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席
委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 傍聴議員

たかはし倫恵

5 一般傍聴者

1名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議概要

（1）議員定数について

本日は、「1万人に1議員くらいの程度が適正なので、現状では問題ない。（よって削減すべきでない）」とする論点について協議を行いました。

次回の委員会（４月２６日開催予定）では、「他市の減員状況との比較、社会情勢によれば、現状より削減すべきである。」とする論点について協議することになりました。

（２）議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

前々回の委員会（３月８日開催）で、議員報酬の支給を制限する条例を制定することができるのかという懸念はあるものの、逮捕・起訴された場合に議員報酬を不支給又は支給停止とする条例案の作成について協議することで確認されましたので、本日は今後の議論の進め方について協議を行いました。

協議の結果、まず、次に掲げるＡからＣまでの内容に絞って協議すること、協議は論点をひとつずつ取り上げて行うこと、当該協議後に条例の素案を作成し、そのうえで改めて詳細について協議することとなりました。次回の委員会では、論点Ａについて協議を行う予定です。

Ａ 適用する場合の罪状の範囲について

Ｂ 支給停止という状況について

Ｃ 支給停止のタイミングについて

（３）委員会における一問一答制の導入について

まず、３月定例会での委員会審査における一問一答制の試行の結果について、各委員から意見を伺いました。その後、今後の取扱いについて協議した結果、３回（平成２１年９月・１２月、平成２２年３月の各定例会）の試行を経て、一問一答制の導入に反対する意見はなく、３月定例会で試行したルールについても特に修正すべき意見もなかったため、来る６月定例会より恒常的なルールとして委員会での一問一答制を導入することで意見の一致を見ました。次回の委員会において、改めてルールの確認を行い、６月定例会前までに開催される議会運営委員会に提案する予定です。

（４）本会議における一問一答制の導入について

この協議事項については、前回の委員会での整理に引き続き、今回は今後の協議の進め方について、協議を行いました。

協議の結果、次回の委員会では、当局の答弁順序について協議することになりました。現在、当局の１回目の答弁については、まず市長から答弁があり、その後、質問項目順で関係局長毎にまとめて答弁が行われています。しかし、最初から質問項目順に答弁していただくなど、傍聴者等に分かりやすい形にできないかについて協議を行い、その結果を当局においても検討していただく予定です。次々回の委員会（５月１７日開催予定）では一問一答制のルールについてを、６月定例会前最後の委員会（５月２５日開催予定）では６月定例会での試行実施に向けて最終の確認を行う予定です。

（５）議決事件の拡大について

まず、事務局から、市の基本計画又は基本計画以外の重要な計画について、条例を制定して議決事件としている市の状況について説明がありました。

その後、協議を行った結果、６月定例会での議長等議会役職の選挙選任に伴い、本委員会の委員構成が変更となる可能性があること、本会議での一問一答制の導入など

6月定例会までに協議しなければならない事項が他にもあることから、この協議事項は、6月以降に協議事項として挙げることで意見の一致を見ました。

(6) その他

次年度以降の議会費の議論の仕方について

この協議事項については、本日、委員長から提案されたものです。その概要は、議会費の予算については、昨年、一昨年と本委員会で、議会費の各項目について協議してきました。しかしながら、平成23年度の議会費予算の協議の際には、既に協議を行い結論が出た項目については協議を行わず、状況に変化があったものや昨年の協議で1年限りとしていたものについて特化して協議してはどうかというものです。

協議の結果、6月以降、平成23年度の議会費予算を協議する前に、協議すべき項目について議論することになりました。

特別委員会について

この協議事項については、本日、委員長から提案されたものです。その内容は、ひとつには、昨年の本委員会で協議を経て、フレンテ問題特別委員会が設置されましたが、1年を経過して、今後、フレンテ問題特別委員会をどうしていくのかという点です。もう1点は、昨年の本委員会で協議では、中央病院に関する問題を協議する特別委員会についても設置してはどうかとの意見もありましたが、結果的に総務常任委員会で協議することになり、設置しませんでした。しかしながら、この1年間に、病院に関して深い議論がなされることはなく、また、病院に対する当局の答弁も変化が見られるため、この際、機動的に対応でき、深い議論ができる特別委員会の設置を考えてもいいのではないかとというものです。

協議の結果、1点目のフレンテ問題特別委員会については、フレンテ問題特別委員長から、フレンテ問題特別委員会を開催し、各委員の意見を聴取する予定であるとの発言があり、それを待つことになりました。また、2点目の、中央病院に関する特別委員会の設置に関する協議については、6月定例会までに設置に関して協議すべきであるとする意見がある一方で、常任委員会を機能させて協議すべきであるとする意見、当局の体制も変わるので特別委員会の設置の協議は先に延ばし、常任委員会で協議すべきであるとする意見などが出されました。意見の一致を見ず、次回の委員会で改めて協議することになりました。

日程の確認など

5月10日(月)午前10時から予定していた委員会は、5月17日(月)午後2時から開催することになりました。

また、次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年 4月26日(月)午前10時～12時
5月17日(月)午前10時～12時
5月25日(火)午後1時～

以 上